

7 契第162号
令和 8 年 3 月 31 日

建設工事の事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

主任技術者等の専任要件に係る資格審査について（通知）

市発注工事における主任技術者の専任に係る取扱いについて、下記のとおり変更しますので通知します。なお、令和 7 年 1 月 31 日付け 6 契第 172 号「主任技術者等の専任要件の変更及び専任を要する期間の緩和について（通知）」については廃止します。

記

1 専任要件及び専任期間の緩和

工事 1 件の請負代金の額が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の場合、専任の主任技術者等の配置が必要となりますが、次の工事を緩和対象とし、その期間は主任技術者等の工事現場の専任を要しないものとします。

- (1) 主任技術者等が現場着工するまでの期間（準備期間※ 1）が長期間の工事
- (2) 工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間のある工事

※ 1 準備期間は、契約の締結後、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間とします。

2 専任期間の緩和の条件

専任期間を緩和するためには、次の条件を満たす必要があります。

「当該工事の設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、準備期間が明記されていること。」

この条件を満たさない場合、当該工事の専任期間は、従来どおり、契約日から完成届の提出日になります。

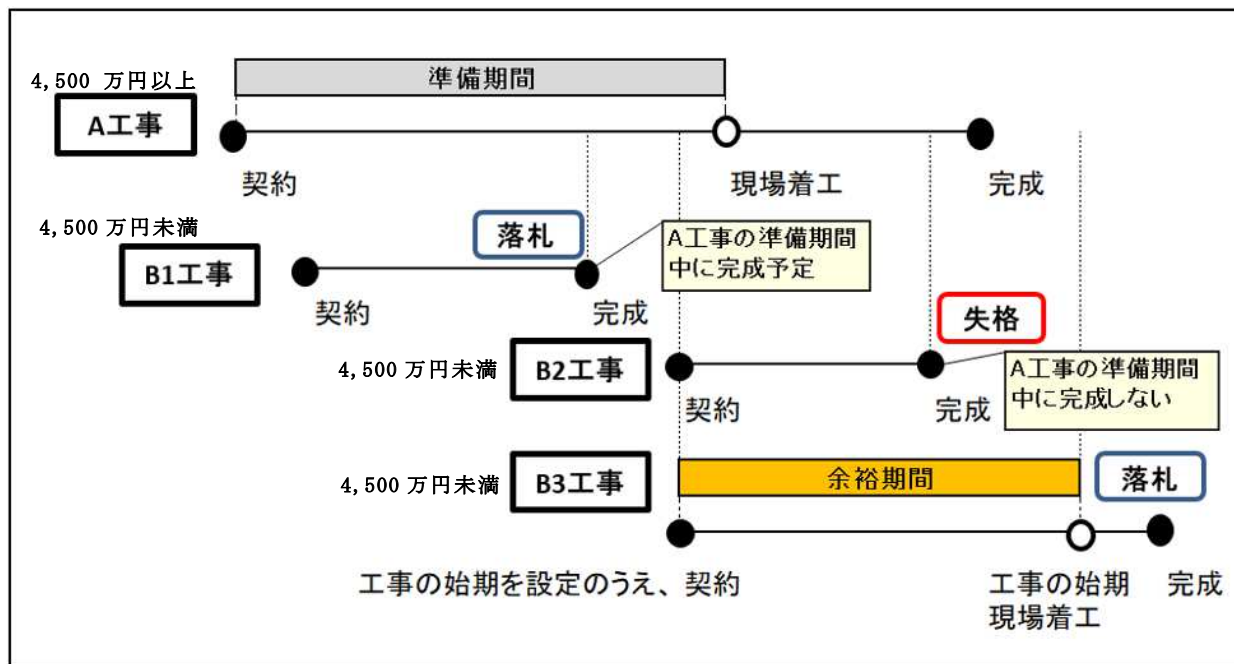
3 専任期間の緩和に関する入札審査の取扱い

開札時は、公告、仕様書等に記述された準備期間及び**余裕期間制度**を考慮して、審査を行います。

- (1) 手持ち工事が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）、入

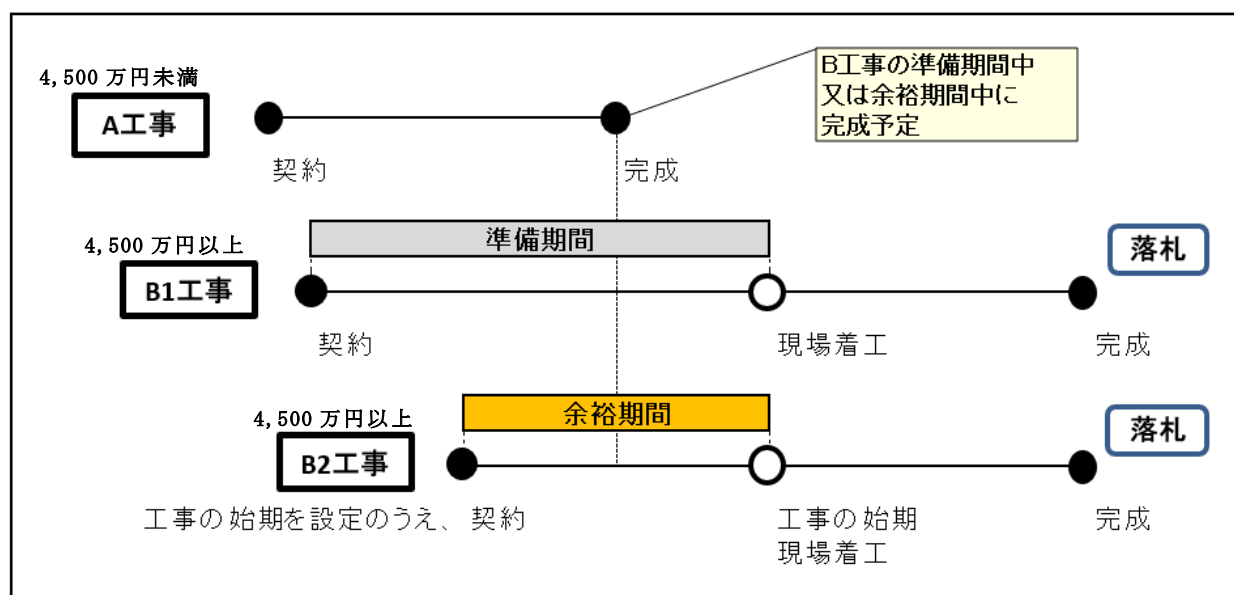
札対象工事が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）の場合、手持ち工事が専任期間の緩和対象工事で、その準備期間中に入札対象工事が完成する予定であれば、落札となります。また、入札対象工事が余裕期間制度適用工事の場合で、工事の始期が手持ち工事の完成後となる場合においても、落札となります。

A 工事…手持ち工事（4,500 万円以上） B 工事…入札対象工事（4,500 万円未満）



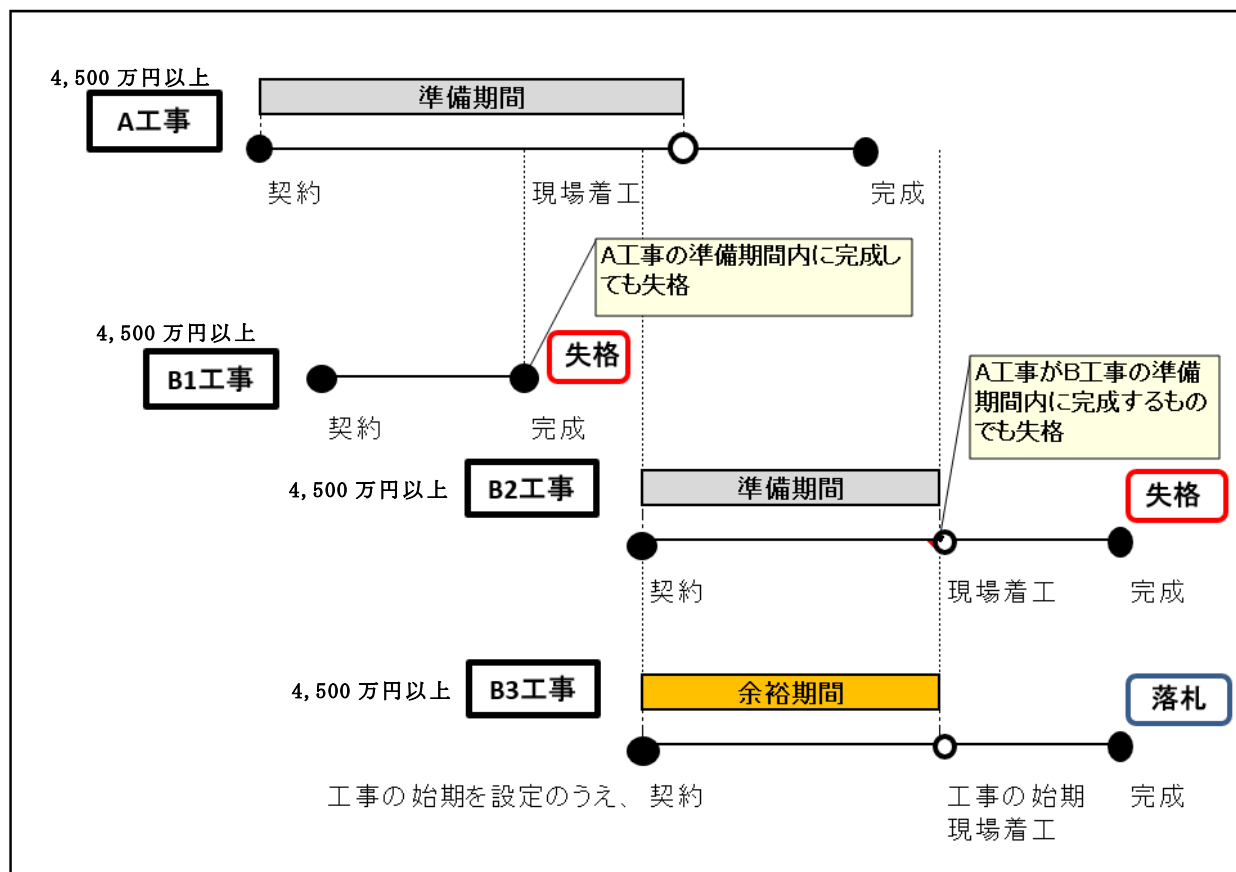
(2) 手持ち工事が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）、入札対象工事が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の場合、入札対象工事が専任期間の緩和対象工事で、その準備期間又は余裕期間中に、手持ち工事が完成する予定であれば、落札となります。

A 工事…手持ち工事（4,500 万円未満） B 工事…入札対象工事（4,500 万円以上）



- (3) 手持ち工事と入札対象工事が両方とも 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の場合、手持ち工事、入札対象工事が準備期間中であっても、それぞれが専任を要する工事になるため失格となり、落札できません。ただし、入札対象工事が余裕期間制度適用工事の場合で、工事の始期が手持ち工事の完成後となる場合においては、落札となります。

A 工事…手持ち工事（4,500 万円以上） B 工事…入札対象工事（4,500 万円以上）



4 工場製作を含む工事について

- (1) 発注前に、工場製作のみが行われている期間（以下「工場製作期間」という。）を特定でき、公告に工場製作期間を明記されたものは、その期間は専任を要しないものとして資格審査します。

発注前に、工場製作期間を特定できず、公告に明記することが困難な案件は、契約期間を専任期間として資格審査します。

契約締結後、緩和を希望する場合は発注者に対して専任緩和の申し出をしてください。書面によって工場製作期間を明記した協議及び承諾が行われた案件にかぎり、専任を要しない期間を設定することができます（CORINS登録が必要）。

- (2) 発注前に、工場製作期間を特定でき、公告当該期間を明記された案件において、工場製作の技術者と現場施工の技術者を別々に設置する場合、一般競

争参加資格申請書には、先に実施する工場製作の技術者を記載して下さい。

契約締結時に「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」を工場製作の技術者で届出をして頂きますが、現場施工に移行するときに「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届」を提出して下さい。

ただし、先に仮設工事や現場施工を行う場合は、現場施工の技術者を申請して下さい。

5 留意事項

- (1) 当該工事の予定価格が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の案件に、4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の金額で入札された場合、当該工事の準備期間及び専任期間の設定はなくなります。
- (2) 請負代金の額は、消費税及び地方消費税の額を含みます。
- (3) 仮契約を締結する案件は、本契約の締結日以降を準備期間とします。
- (4) 工場製作と並行して仮設工事等を行う場合は現場着工とみなし、工場製作の期間中でも、主任技術者等の専任を要します。
- (5) 準備期間中は、現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等はできませんので、ご注意下さい。
- (6) 事前に専任の主任技術者等が兼務可となった工事は落札となります。
- (7) 手持ち工事の完成期限が延び、専任期間が重複した場合は、建設業法違反となりますので、ご注意下さい。
- (8) 専任工事には岡崎市工事発注基準「一般競争入札における配置予定技術者の手持工事の制限」はかかりません。
- (9) 本通知は、令和8年4月1日以降に入札参加資格審査を行う入札案件から適用となります。

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp